

山口県報

平成24年
11月13日
(火曜日)

山口県告示第四百五十三号



森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二において準用する同法第三十条の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不分明であるため、同法第一百八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。



(五四八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十四年十二月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月十三日

山口県知事 山本繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

山口県病院脳神経外科医ネットワーク

山下哲男

宇部市野中五丁目一番五七号

三 定款に記載された目的

山口県民に対して、一般的脳神経外科疾患及び生活習慣病による脳疾患についての予防・早期発見・治療等に関する知識の普及啓発に関する事業を行い、県民の健康増進に寄与すること。

(五四九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十四年十二月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月十三日

山口県知事 山本繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月二十五日
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

衣川信直

周南市須々万本郷六五三番地の三

三 定款に記載された目的

障害者が地域生活を送るために必要な環境を整え、福祉の向上及び自立に寄与し、障害者問題に対する社会的理 解を促進させること。

(五五〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年十一月二十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月十三日

山口県知事 山本繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人山口県東部泌尿器科研究会

廣中弘

岩国市錦見二丁目七番五〇号

(五五一) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一年）第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年十一月十三日から平成二十五年三月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び美祢市建設経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月十三日

山口県知事 山本繁太郎

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (届出年月日)
		新	旧	
自由民主党美川支部	代表者	片山 原司	松尾 伸一	平成24/7/19
会計責任者	堀江 吉政	藤井 穎		
事務所	岩国市美川町 南桑2400 周東町 上久原832の 3	岩国市美川町 南桑2464 周東町 上久原666の 19	" " 17	
いとなが誠後援会				
今元直寛後援会	代表者	木元 真琴	富田 安英	" " /2
酒井博英後援会	会計責任者	酒井博英後援 会 村中 雅信	光維新の会 佐々木高久	" " "
日本農業政治連盟山口県支部	代表者	枝廣 憲三	枝廣 圭介	" " 30
藤村こずえ後援会	会計責任者	巖弘 奏代	内田 義彦	" " 2
<hr/>				
三口町議会議員公報				
監視議員選出（留保）十一月廿六日正午十時半）議十六條議（監視議員の選出による議題				
かねいた眞金義理議員の公報議題等の件についても同様。				
廿五、廿六、廿七、廿八、廿九、三十日				
三口町議会議員公報				
山 岡 田 謙				
資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 团 体	備考 (指定届出年月日)	
富 村 郷 司	衆議院議員	富 村 さ と し 後 援	富 村 郷 司	平成24/7/1

山口県公安委員会告示第四十八号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」といふ。）第五条の三第一項の規定により、講習会を次のとおり開催する。

一 講習会の受講対象者	
(一) 初心者講習会	法第四条第一項第一号の規定による許可を受けよつとする者
(二) 経験者講習会	法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けよつとする者
二 講習会開催の日時及び場所	
初心者講習会	
開 催 の 日 時	開 催 の 場 所
平成二五、二、一四 午前九時三〇分	山口県警察本部

開催
山口県警察本部

資金管理専門 の届出を受 けた者 の氏名	公職の種類	資 金 管 理 團 体	監 理 團 体	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考 (指定届出 年月日)
富村 郷司	衆議院議員 会	富村さとし後援会	山口市中央5丁目7番1号	富村 郷司	平成24年1月1日	

山口県選挙管理委員会告示第四百四号

平成二十四年十一月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

八

ク ク ク ク ク 平成 <u>五</u> 一、九、七、五、三、一、 五〇九、七、五、八 ク ク ク ク ク 午後一時	ク ク ク ク ク 平成 <u>五</u> 一、一、一、〇、九、八、七、六、五、四、三、二、 一、二、二、二、二、二、二、二、二、二、 九、二、四、六、九、五、〇、三、五、二、二、 ク ク ク ク ク 午後一時
山口県山陽小野田警察署厚狭幹部交番	山口県警察本部

争議行為の通知



労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山口赤十字病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成十四年十一月十三日

一 事件

山口県知事 山本繁太郎

山口県警察本部

二	(二)	諸手当の改善の要求に関する件
(三)	労働条件の改善の要求に関する件	
二	日時	
三	平成二十四年十一月十三日以降本問題の解決に至るまでの期間	
四	場所	総合病院山口赤十字病院において山口赤十字病院労働組合に所属する組合員が従事する全職場
四	概要	あらゆる形の争議行為を実施する。

平成
二十二年
十一月十三日
発行

発行
行所

山口県
知事